

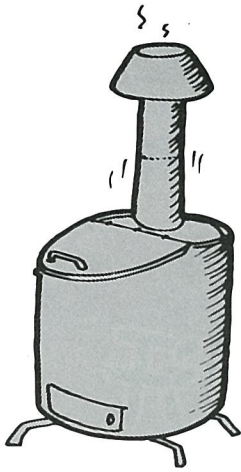
小型焼却炉にダイオキシン対策

千葉県が指導要綱を制定

ごみなどを焼却するときに発生する「ダイオキシン」は、がんの発生原因になるなど、人体への影響が心配されています。ダイオキシン対策は、環境中に排出させない「発生源対策」が大切です。

家庭等から収集したゴミや産業廃棄物を処理する大型の焼却炉については、ダイオキシンが分解する高温での焼却や大気中への排出濃度などが法律で厳しく規制されています。

一方事業所や家庭で使われている「小型焼却炉」については、法律の規制がないため、千葉県では独自に「小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱」を制定し、今年の12月から施行することになりました。



主な内容

- ① 廃棄物の分別やリサイクルを徹底させ、焼却量をできるだけ減らす。
 - ② 小規模廃棄物焼却炉（一時間当たりのゴミ焼却能力が50kg以上、200kg未満）を設置する場合は、届出が必要となる。
- また、排出濃度の指導基準の遵守が設けられた。

- ③ 家庭用の小型焼却炉は、高温での焼却が難しくダイオキシン類の排出抑制が困難であるため使用を自粛させる。

※問い合わせ

千葉県庁大気保全課

☎043-1223-3840

可燃ゴミの収集にご協力を

ダイオキシン類の発生による環境汚染が心配されている今日、町民の皆さんには家庭での可燃ゴミの焼却はできるだけ自粛し、山武郡環境衛生事業振興組合の収集に出していただくようお願いいたします。

きれいな空気の中で、安心して生活できる環境を作るため、皆さんのご協力をお願いします。

守ってますか ゴミの出し方！

～一人ひとりがルールを守り
明るい地域づくりにご協力を～

最近、地区のごみの集積所に不法に出されているごみ等が多く見受けられ、周囲の方々が大変迷惑しています。

出すゴミは、種類によって袋も集積所も異なります。必ず指定日に、指定の袋、指定の集積所に出してください。

- ◎ 生ゴミ等の燃えるゴミは「可燃ゴミ集積所」に出してください。（必ず可燃ゴミ指定袋を使用のこと）
- ◎ 不燃ゴミ・資源ゴミ・有害ゴミは「不燃ゴミ等集積所」に出してください。（いずれも指定袋を使用のこと）
- ◎ 粗大ゴミは、いずれの集積所にも出すことはできません。山武郡環境衛生事業振興組合にきてもらうか、もしくは同組合へ自己搬入してください。（必ず事前連絡をすること）
- ◎ 指定袋に他のゴミが混入していると組合では収集せず、いつまでも放置されてしまいますので十分注意してください。

ゴミの収集日は――

- ・可燃ゴミは、毎週月・木曜日に「可燃ゴミ集積所」へ
- ・不燃ゴミ等は毎月第1月曜日に「不燃ゴミ等集積所」へ（午前8時30分までに出してください）

私たちの町は私たちの手で

12月6日は『町内一日清掃』

（雨天の場合は13日）

清潔で明るく住み良い町をつくるため、12月6日の日曜日に「町内一日清掃」を実施します。みなさんのご協力をお願いします。

◎ 清掃内容

- ▽ 道路上の空きカンや空きビン、その他のゴミ拾い
 - ▽ 地区内の不法投棄物の処理
 - ▽ その他、総務員さんの指示する場所の清掃
- ※「一日清掃」には、家庭内のゴミは出さないようお願いします。



みんなて明るく住み良い町をつくりましょう
（6月の町内一日清掃から）